平成27年5月14日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会 会 長 池 田 有 光

平成27年3月18日付け環環管第42号をもって諮問のありました「奈良線第2期複線化工事に係る準備書について」、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

1 全般的事項

- (1) 防音壁の設置は、騒音・振動に対する影響低減という観点だけでなく、景観への影響にも配慮が必要であることから、地域住民の意向を十分踏まえたものとすること。
- (2) 浮遊粒子状物質,騒音及び振動について,工事中の調査を実施すること。また,予測を上回る影響が確認された場合には,必要に応じて新たな環境保全措置を講じ,環境負荷の低減に努めること。
- (3) 工事の実施に際しては、あらかじめ周辺地域の住民に対し、詳細情報の周知と 丁寧な説明を行うこと。

2 騒音及び振動

- (1) 列車の走行による騒音・振動の予測において「等価騒音レベル」を用いているが、資料編に記載の「最大騒音レベル」の方が、列車のすれ違いなどによる影響がよく反映され、地域住民にわかりやすい評価指標であるため、評価書本編にも「最大騒音レベル」に係る評価を記載すること。
- (2) 複線化そのものにより発生する影響及び環境保全措置による低減効果を把握するため、環境保全措置を講じない場合の予測値を評価書に記載することを含め、当該環境保全措置が実行可能なより良い技術を採用したものであるか否かが明らかとなる記述とすること。

3 景観

調査地点 No.1 においては、擁壁の設置により、身近な眺望点からの、景観への影響が懸念されるため、緑化などの具体的な環境保全措置を検討すること。

平成27年5月14日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会 会 長 池 田 有 光

平成27年3月18日付け環環管第43号をもって諮問のありました「京都大原記 念病院移設(建替)工事に係る配慮書案について」,慎重に検討を行った結果,下記 のとおり答申します。

記

1 全般的事項

事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が,適切に選定されている。

2 大気,騒音及び振動

事業計画地の立地から、施設利用者の多くが、自動車を利用することが考えられる。シャトルバスの運行等による、交通量の増加抑制のための取組の概要について配慮書に記載すること。

3 温室効果ガス等

省エネルギー化の観点から、供用時における新施設の諸元を検討すること。

平成27年5月14日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会 会 長 池 田 有 光

平成27年3月18日付け環環管第44号をもって諮問のありました「学校法人二本松学院京都美術工芸大学京都東山キャンパス構想に係る配慮書案について」,慎重に検討を行った結果,下記のとおり答申します。

記

1 全般的事項

事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。

2 廃棄物等及び温室効果ガス等

新施設の供用後,廃棄物及び温室効果ガス等の排出量が増加することが想定されるため,供用時の影響についても,既存の施設を含め,十分配慮すること。

3 景観

- (1) 長大な壁面が計画される場合,通行者に対し圧迫感を与える可能性があることから,圧迫感を軽減するための措置を検討すること。
- (2) 近景に加えて、遠景の景観についても、予測・評価することが望ましい。

平成27年5月14日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会 会 長 池 田 有 光

平成27年3月18日付け環環管第45号をもって諮問のありました「向島中学校 区小中一貫教育校施設整備事業に係る配慮書案について」、慎重に検討を行った結果、 下記のとおり答申します。

記

1 全般的事項

- (1) グランドの存在により砂埃や騒音による周囲への影響が想定されることから、環境要素に供用時の大気環境を追加すること。
- (2) 小・中学校の建設という計画特性上,事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素に加えて、学習環境も評価対象とすること。